

泉大津市教育委員会会議 令和7年第10回定例会

会議事項

(令和7年10月22日)

会議事項

日程第 1 議案第 37 号 泉大津市教育委員会表彰について

日程第 2 報告第 23 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について

教育委員会資料
7 . 1 0 . 2 2
教育政策課

議案第37号

泉大津市教育委員会表彰について

1 趣 旨

教育委員会表彰は、泉大津市の教育の振興と発展に優れた実績を収めた者や、文化芸術活動及びスポーツにおいて優秀な成績を収めた者等に対し、表彰するものである。それを踏まえ、前年度に引き続き、広く表彰の対象とするために、関係部署からの推薦書の提出に加え、教育委員会表彰候補者を公募する。

今回は、今後の予定等の承認について議案とするものである。

2 推薦方法

関係部署からの推薦書の提出

公募の実施

3 推薦、応募期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月26日（月）

4 周知方法

ホームページ等（12月）、広報紙12月号

5 表彰者決定

教育委員会

泉大津市教育委員会表彰規程

昭和 28 年 3 月 3 日

教委規程第 1 号

第 1 条 泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)の所管に属する学校園の教職員(府費負担職員を含む。)であつて次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 業務上の成績が特に優秀な者
- (2) 業務上特に有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案をした者
- (3) 業務の遂行に関し特に他の模範とするに足る行為があった者
- (4) 災害を未然に防止し又は災害に際し特に功労があった者
- (5) その他委員会が表彰するのが適当であると認める者

(平 2 教委規程 1・平 25 教委規程 1・令 7 教委規程 2・一部改正)

第 2 条 委員会の所管に属する学校園の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師(以下「学校医等」という。)で次の各号のいずれかに該当する者があるときは委員会がこれを表彰する。

- (1) 学校医等として 20 年以上在職した者
 - (2) その他委員会が表彰するのが適当であると認める者
- (令 7 教委規程 2・一部改正)

第 3 条 委員会の所管に属する学校園の児童、生徒又は園児で次の各号のいずれかに該当する者があるときは、校長又は園長の推薦によって委員会がこれを表彰する。

- (1) 有益な調査、研究、発明、発見又は工夫、考案した者
 - (2) 特に他の模範とするに足る行為があった者
 - (3) 文化活動又はスポーツに関する大会において特に優秀な成績を収めた者
 - (4) その他委員会が表彰するのが適当であると認める者
- (平 2 教委規程 1・令 7 教委規程 2・一部改正)

第 4 条 前 3 条に規定するものを除くほか、泉大津市に在住若しくは勤務する者又は泉大津市に所在する団体(以下「泉大津市在住者等」という。)

であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、委員会がこれを表彰する。

- (1) 教育の発達について特に功績があったもの
- (2) 社会教育及び社会体育等の活動において特に優秀な成績をあげたもの
- (3) その他委員会が表彰するのが適当であると認めるもの

2 委員会は、泉大津市在住者等以外のものであって、前項各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

(平2教委規程1・令7教委規程2・一部改正)

第5条 表彰は、表彰状又は表彰状及び副賞を授与してこれを行う。

(平2教委規程1・平10教委規程1・一部改正)

第6条 表彰該当者のあるときは、必要に応じて隨時これを行う。

第7条 表彰されるべき者がその表彰前に死亡したときは、危篤に陥ったときにさかのぼってこれを表彰する。

(平2教委規程1・一部改正)

第8条 委員会は、この規程により表彰を受けたことのあるものに対して再度の表彰を行わない。ただし、教育長が別に定めるときは、この限りでない。

(平28教委規程2・一部改正)

第9条 この規程に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育長が別に定める。

(平28教委規程2・一部改正)

附 則

この規程は、昭和28年3月3日から施行する。

附 則(平成2年1月26日教委規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年10月29日教委規程第1号)

この規程は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教委規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する

附 則(平成 28 年 4 月 28 日教委規程第 2 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 27 日教委規程第 2 号)

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

泉大津市教育委員会表彰実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市教育委員会表彰規程(昭和28年泉大津市教育委員会規程第1号。以下「規程」という。)第8条及び第9条の規定に基づき、泉大津市教育委員会(以下「委員会」という。)が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

大会 国、地方公共団体又は公益社団法人、公益財団法人その他の公益を目的とする団体が、主催し、共催し、又は後援する文化活動又はスポーツに係る競技会、選考会、コンクールその他の大会(開催の趣旨、出場者又は参加者の構成を考慮して、教育長がこれに準ずるものと認めるものを含む。)をいう。

予選 その大会における成績により、地域的規模がより大きい大会に出場し、又は参加する資格を得ることができる大会をいう。

国内大会 国内において、一以上の都道府県(これに準ずると教育長が認め るものを含む。以下同じ。)の区域を単位として開催される大会で、全国大会以外のものをいう。

全国大会 全国を対象として開催される大会をいう。

国際大会 二以上の国を対象として開催される大会をいう。

入賞 表彰の対象となる成績を収めた大会で定められた入賞基準を満たす成績を収めることをいう。

(園児・児童・生徒の部の表彰基準)

第3条 規程第3条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

環境の美化、障がい者又は高齢者の福祉の増進、伝統文化の継承等に係る活動を概ね2年以上にわたって継続していること。

人命救助、災害の未然防止その他これらに類する行為を行ったこと。

前2号に掲げるもののほか、他の者に模範となる善行をしたこと。

第4条 規程第3条第3号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等で別表第1に掲げる成績を収めた者。

その他委員会が表彰するのが適当であると認める成績を収めた者。

第5条 規程第4条第2号に掲げる者の基準は、次の各号に定めるところによる。

委員会の所管に属する学校園の園児、児童生徒等、泉大津市に在住又は勤務する者及び泉大津市に所在する団体で別表第2に掲げる成績を収めた者。

その他委員会が表彰るのが適当であると認める成績を収めた者。

(再度の表彰)

第6条 規程第8条ただし書きに規定する教育長が別に定めるときは、次の各号に

定めるところによる。

規程第1条から規程第4条までの各号の規定(以下「表彰対象のもの」という。)により表彰を受けたものが、当該各号以外の表彰対象のものにより表彰の対象となるとき。

異なる大会(次号に規定するものを除く。)又は競技種目で表彰の対象となるとき。

地域的規模がより大きい大会があるので別表第2に掲げるものとなるとき。

前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたとき。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

大会の種類	成績
国際大会・全国大会	入賞以上
	出場・参加（資格を得たことを含む。）
近畿大会等の国内大会	入賞以上
上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	最も優秀な成績

別表第2（第5条関係）

今回の成績		前回表彰された成績					
		上位大会の予選を兼ねる大阪府大会等	近畿大会等の国内大会	国際大会・全国大会			
大会の種別	成績	優勝	入賞	優勝	出場・参加 (資格を得たことを含む。)	入賞	優勝
国際大会・全国大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない
	出場・参加 (資格を得たことを含む。)	表彰する	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない
近畿大会等の国内大会	優勝	表彰する	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない
	入賞	表彰する	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない	表彰しない

教育委員会資料
7 . 1 0 . 2 2
教育政策課

報告第23号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第6条第2項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和7年9月1日（月）～ 令和7年9月30日（火）

4 内 容

別紙2のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R7.9.5	R7.9.13～ R8.2.23	2025年度秋冬キャンプクラブ	NPO法人ピープルアクティブライフ
2	R7.9.5	R7.10.10～ R7.10.11	未来のトピラをひらく「こども万博」	こども万博実行員会
3	R7.9.11	R7.10.19	パークエキスポ2025withむびお	泉大津野外映画祭実行委員会
4	R7.9.11	R7.10.11～ R7.12.7	令和7年度 秋季特別展「伝世-弥生時代と古墳時代をつなぐモノ-」	大阪府立弥生文化博物館
5	R7.9.11	R7.9.21	みんなでワイワイ 雨でもにぎわい横丁 (第7回 雨でもマーケット)	泉大津中央商店街やったろ会
6	R7.9.11	R7.10.23	ニューモラル講演会	泉大津モラロジー事務所
7	R7.9.18	R7.11.21	令和7年度子ども家庭フォーラム	泉大津市民生委員児童委員協議会
8	R7.9.26	R7.11.2	子どもフリーマーケット(キッズフリマ)	泉大津市役所 市長公室 地域経済課
9	R7.9.26	R7.10.30～ R7.11.13	暮らしと家計簿の講習会	大阪友の会 和泉方面